

平成29年9月11日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察監 中野(内2133) 監察査察課 大平(内2136) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 木地尾(内3746、直通Tel073-441-3640)、文化遺産課 栗生(内線3737)

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

平成29年8月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### (知事部局)

#### 1 知事部局の通報の件数

##### (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	3
匿名	1
職員等	2
計	6

##### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	3
郵便・FAX	3
面談	
電話	
計	6

#### 2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容		処理状況
①	県内教育関連施設内広場において、施設が禁止している行為により施設の設備を傷つけている者がいる。施設側は破損した設備を公費で修繕しようとしているが、当事者に損害賠償請求すべきである。また、警備員を巡回させればよい。	所管外であるため不受理とし、教育委員会に回付した。
②	ある病院への還付金の請求について、相談窓口の課に相談したが回答がもらえない。	担当者に確認したところ、所管課から通報者に対し、還付金の請求方法の連絡がされていなかったことが分かったため、通報者に対し、還付金の請求方法を連絡した。
③	ある職員は、担当する団体の事務で、不適正な処理を行っていた。	調査中
④	ある地方公共団体で行われた委託業務に関する入札事業で、以前に業務を請け負っていた事業者が、新たに落札した事業者に対し、十分な引継を行わない。	所管外であるため不受理とした。
⑤	ある職員は、部下に対し、パワハラを行っている。	調査中
⑥	ある山林の所有者に対し、災害が起こらないよう山林開発の指導を行ってほしい。	担当課に確認したところ、通報のあった山林の大部分が林地開発許可等の必要がない土地であることがわかった。なお、許可等が必要な山林が一部存在するが、林地開発許可の申請や届出は提出されておらず、匿名の通報であるため、具体的にどういった指導を行ってほしいのか確認することができなかった。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	2	③⑤
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	4	①②④⑥

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	1	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)		
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)		
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	1	⑥
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)		
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1	②
(3) 調査を継続中としたもの	2	③⑤
(4) 不受理としたもの	2	①④

### 3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(7月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

## (教育委員会)

### 1 教育委員会の通報の件数

#### (1) 通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	
職員等	
計	1

#### (2) 通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	1

### 2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① 県内教育関連施設内広場において、施設が禁止している行為により施設の設備を傷つけている者がいる。施設側は破損した設備を公費で修繕しようとしているが、当事者に損害賠償請求すべきである。また、警備員を巡回させればよい。	調査の結果、所管施設では張紙による注意喚起や警備員及び職員による巡回などに取り組むとともに、警察にも相談し閉館後・休館日を含めたパトロールの強化など連携体制をとっていることを確認した。 さらに、行為者と破損の因果関係が確定できる事案では損害賠償請求を検討する方針であることを併せて確認した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの		
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	1	①

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	1	①
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	1	①
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)		
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの		
(3) 調査を継続中としたもの		
(4) 不受理としたもの		

### 3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(7月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。